

基礎研究医プログラムの設置病院の 要件について

基礎研究医プログラムの設置病院の要件について

1. 現状・課題

○基礎研究医プログラムの設置要件は以下の通り。

過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る。）は、次の手続を行うことを条件に、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（以下「基礎研究医プログラム」という。）を設けることができること。

○基礎研究医プログラムの設置要件（過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る。））に該当する病院（対象病院）数の推移等は以下の通り。

⇒申請病院数は横ばいなものの、**対象病院数は制度検討・発足当初に比べて減少傾向。**

| | H30 ※制度検討時 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 (見込み) |
|-----------|---------------|-------|-------|-------|-------|----|-------------|
| 対象病院数 | 59 | 57 | 55 | 55 | 54 | 53 | 50 |
| 申請病院数 | — | 30 | 32 | 31 | 29 | 30 | — |
| 応募者数／募集定員 | — | 24/40 | 30/40 | 34/40 | 25/40 | — | — |
| 採用者数／募集定員 | — | 24/40 | 17/40 | 22/40 | 20/40 | | |

※令和7年度の「採用者数」は内定者数

※令和9年度の「対象病院数」はマッチング数から算出したもの

基礎研究医プログラムの設置病院の要件について

2. 対応（案）

- 制度の有効活用の観点から、対象病院数を制度検討・発足当初と同等レベルに適正化してはどうか。
- 具体的には、設置要件である「過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）」について、**採用実績を平均25人以上から平均20人以上にする**とともに、年度によって対象が頻繁に変更しないよう **「直近3年間の平均」から「直近5年間の平均」**にしてはどうか。

⇒ 上記の設置要件で算定し直すと、**令和8・9年度の対象病院数は59病院**となる。

※なお、現時点でも応募者数や採用者数が40人に達していないことから、対象規模の適正化を図った場合でも、募集定員数との関係で大きな支障はないものとする。

3. 今後の予定（案）

| | |
|------------|---|
| 令和7年8月 | 本部会において審議 |
| 令和7年9月～10月 | 省令施行通知を一部改正し、都道府県等へ通知 改正後の通知に基づき基礎研究医プログラム届出 |

【参考】基礎研究医プログラムの概要

我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。

このため、令和4年度研修から、基礎医学に意欲がある学生を対象とした**臨床研修と基礎研究を両立**するための**基礎研究医プログラム**を開始する。

基礎研究医プログラムの定員は、**一般の募集定員とは別枠の定員を設定し**、一般のマッチングに先行して選考する。

基礎研究医プログラムの概要

- **直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上**の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）
- 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの開始年度の前々年度の10月31日までに、都道府県知事に届出
- プログラムは以下の要件を満たすものであること
 - (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと
 - (ii) 選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること
 - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと
 - (iv) 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、病院の研修管理委員会に提出すること
 - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること
- 募集定員は、原則1名

【参考】 医師臨床研修部会報告書における記載内容

医師臨床研修部会報告書（平成30年3月30日）（抜粋）

（2）研究医養成との関係

- 基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合は、近年増加傾向にあるものの、ほぼ横ばいであり、その割合を高める必要がある。また、基礎医学論文数については、諸外国（主に途上国）において基礎研究への取組が強化され、日米欧を急速に追い上げてきているなど、我が国の国際競争力は相対的に低下傾向にあると考えられる。
- 一方、基礎医学に従事する予定の医師であっても、診療（健康診断等を含む。）を行う場合は、臨床研修を修了する義務がある。また、臨床研修病院の募集定員については、基礎医学に従事する予定の医師も含めて設定されている。
- このため、優れた基礎医学研究医を養成するため、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象に、臨床研修と基礎医学を両立するための基礎医育成・研修コースを大学病院に設置することが望ましい。この基礎医育成・研修コースについては、募集定員を一般の募集定員とは別枠とし、選考を一般のマッチングとは分けて実施することとする。

【参考】省令施行通知における記載内容

省令施行通知（平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

- (ク) 過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る。）は、次の手続を行うことを条件に、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（以下「基礎研究医プログラム」という。）を設けることができること。
- ① 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの研修を開始しようとする年度（以下「開始年度」という。）の前々年度の10月31日までに、プログラム設置に関する届出書（様式A-7-2）を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - ② 基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。
 - (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
 - (ii) 選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること。
 - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
 - (iv) 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、病院の研修管理委員会に提出すること。
なお、病院は、提出された基礎医学の論文について、基礎研究医プログラム研修修了者基礎医学論文提出報告書（様式A-29）を、提出を受けた年度の次年度の4月30日までに管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。
 - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路について、基礎研究医プログラム研修修了者報告書（様式A-26）を、4月30日までに管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。
 - ③ 届出書には、当該病院の基礎研究医プログラムが②の要件及び⑤の基準を満たしていることを証明する書類を添付すること。
 - ④ 都道府県知事は、①の届出内容を届出のあった年度の11月30日までに厚生労働大臣に情報提供すること。
 - ⑤ 基礎研究医プログラムの届出に当たり、募集定員は、原則1人とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5人まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3人まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0人とする。
 - (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者（医師）が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
 - (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）対象事業の予算の合計が8,000万円を超えている。
 - (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。
 - ⑥～⑦ （略）
 - ⑧ 都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の4月30日までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。
 - ⑨ 当該プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること。